

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第802回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年7月5日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	6 番 小川 節美	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

5 番 岩本 誠司

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
宿毛市産業振興課農業振興係 溝渕 健躬

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○会長代理 心配しよりました台風 7 号は直撃は避けましたけれども、今まだ大雨洪水警報が出ている状況です。また、稲も出穂期でもありますしいろいろと心配もしております。施設園芸の方もおりますので。

今日、会長が視察の為欠席という事で代行させていただきます。件数はだいぶありますが、スムーズな進行の方をよろしくお願いします。

○議 長 これより、第 8 0 2 回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10 番寺田巧委員、11 番羽賀大透委員にお願いします。

なお、5 番岩本誠司委員より宿毛市農業委員会規程第 10 条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局員 事務局です。今回は 2 件の申請があり、申請理由はいずれも贈与です。順番にご説明いたします。

番号 10 番です。場所は 2 ページに位置図をつけております。大字二ノ宮、高石地区。譲受人の自宅近く、道沿いに面した農地 2 筆になります。

譲受人は、両親と祖父との家族で農家を営んでおります。

贈与で、取得後は、畑で季節野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号 11 番です。場所は 3 ページに位置図をつけております。大字神有。位置図にありますように、農地は地区内の大きく 3 箇所に分かれており、位置図左側、県道沿いの農地は、小字名仲切 2 筆、ホキノ下タ 5 筆。次に位置図右側の下の方、民家と接している農地が小字名岡ヤシキ 1 筆、反対側、県道に接している農地が小字名タハヤシキ 1 筆。最後に位置図上の方には小字名キビジリ 4 筆で、あわせて 13 筆になります。譲渡人は高齢のため今回、子へ贈与することとなり、取得後は、田では水稲、畑では季節野菜を作るとの計画が出されております。

なお、譲受人の耕作状況はこれまで農地は所有していないため 0 となっておりますが、今回の贈与にて許可を受けようとする農地については 3,500

m²あまりで、下限面積の要件（30a・3,000 m²）は満たしております。

本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きます、受付番号10番について二ノ宮地区担当の山本委員よりお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに10番朗読】

先日、双方に確認を取りまして間違いがないという事です。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 続きます、受付番号11番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに12番朗読】

先程事務局から言いましたように、耕作状況は0ではありますが、●●●●a 贈与という事で問題ないと思いますので。また、両方に親子です。そして、話はちゃんと確認しましたので審議よろしくをお願いします。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○細川委員 ちょっとかまん。

○議長 はい。細川委員。

○細川委員 11番の●●さんですが、芳奈ですので私もよく知っています。が、自動車の修理なんかを職業として、農業の方はあんまり。

○濱田委員 手伝ってます。やっています。

○細川委員 これからもあれやろうかね、やるろうかね。

○濱田委員　やるみたいです。はい。本人にちゃんと話して、同級生 71（歳）やけんど、まあおやじがおるけん。

○議　長　まあ、委員さんも確認してくれちょういう事やけん。それは、今から見ていくという事で。

○濱田委員　耕作放棄すると周りも迷惑かけるけん、息子がせっかくそう言うがやけんやると言うから、それを私は当て込んでしています。まあ仮に手伝いはしています。

○議　長　それを今から見ていかないかん。
ほかに意見はございませんか。
まあ、贈与という事で別に特段の問題はないと思いますが、採決を採つてよろしいですかね。

（「はい」との声あり）

○議　長　これより採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」残り 2 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議　長　異議なしということですので、「議案第 1 号」2 件は、許可することに決しました。

○議　長　続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長　それでは議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請についてご説明いたします。
受付番号 7 番。申請場所、所在地押ノ川。議案書 5 ページの位置図をご覧くださいと思います。国道 56 号線を四万十市方面に進み、ビデオ店ビデオネット宿毛店の前を左折した入った土地になります。
転用目的といたしましては、国道の沿線に位置し太陽光発電に最適な日

照が得られるため、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積といたしましては1734.00 m²です。資金計画といたしましては土地取得費 550 万円、太陽光発電施設設置費 2,000 万円、合計 2,550 万円を全て自己資金で賄うということです。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

続きまして受付番号8番。申請場所、所在地芳奈。議案書6ページの位置図を見てください。県道橋上平田線を進み芳奈地区に入り芳奈老人憩いの家を通り過ぎた左側の土地になります。

転用目的といたしましては、申請者は、現在、借家に住んでいますが、子供たちも成長し手狭になった事より申請地に一般住宅を建築しようとするものです。隣接地は、1443番地3は分筆し非農地証明を今回の総会に提出しています。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は158.65 m² (467.65 m²) となります。資金計画といたしましては、土地取得費 300 万円、建築費 2,700 万円、合計 3,000 万円を借入金で賄おうという事です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

続きまして受付番号9番。申請場所、所在地平田町戸内。議案書7ページの位置図をご覧くださいと思います。主要地方道土佐清水宿毛線平田小学校前、永井川橋左側の土地になります。

転用目的といたしまして、申請者は、現在、借家に住んでいますが手狭になり祖父名義の申請地に無償の使用貸借権を設定し、一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は256.00 m²となります。資金計画といたしましては、土地取得費 0 円、建築費 1,500 万円、合計 1,550 万円を借入金で賄おうという事です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

以上3件、ご審議のほどよろしく申し上げます。事務局からは以上です。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第2号の3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は8ページになります。今回は3件、いずれも新規設定です。それでは順番にご説明いたします。

はじめに、番号14番及び15番の利用権設定について、一括して説明させていただきます。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど9ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のあった2件2筆の内訳は、受付番号14番、15番ともに所在地は山奈町芳奈、いずれも国道56号線芳奈口交差点から芳奈地区に進み県道橋上平田線沿いに広がる農地のうちの2筆になります。

なお、貸借の期間は、いずれも平成30年7月10日から平成40年7月9日までの10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった14番、15番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして番号16番。新規設定です。場所は大字野地。国道56号線沿い小川橋（こがわばし）からホテルピアス付近に広がる農地のうちの4筆になります。登記名義人は昨年亡くなり相続未登記につき、利用権設定に伴う関係者からの同意書も提出されております。地目は田で水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きまして、受付番号14番及び15番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに14番及び15朗読】
確認はしました。私、農事組合法人の芳奈村が作っております。よろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付番号16番について、野地地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに16番朗読】
先日、川島委員が確認を取っております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議長 ちょっと構いませんか。
あの、まあ集積計画として始期を7月10日から、これねえ、あの再設定とかですとやっちゃんがじゃないでしょ。

○澤田委員 初めて、初めて。

○議長 初めてでしょ。初めてで7月からの始期設定やったら稲、水稻に全部かかっちゃうやないですか。作付が済んだ時点で設定する事自体がおかしい

けん。ちょっとまあ、これ申請の時期もあると思うけど、やっぱり年の初めとか終わりとかに出て来るのが普通の形じゃないでしょうかね。

○澤田委員 ええですか。

○議 長 どうぞ。

○澤田委員 それまでに使用貸借をしております、それを解除してこういう事になっています。

○議 長 使用貸借が先に出ちょう。

○事務局長 だいたいですね、この全て 100%とは言いませんけど、この公社ですね農業公社がらみの案件はですね、通常もう利用権の設定がされています。それで利用権の設定がされてそれが公社となると、二重の契約になりますんでね。それでまずは、うちで諮問した利用権の設定を解除して、それから設定という形になりますね。それで小島委員さんが言うのも最もですけど。新規は新規ですけどそういう事です。

○議 長 妙にこれ見たらおかしいでね。新規で 7 月じゃいうと、もうね言うたら何もかもできた時点でやるけんね。まあ確かに公社が入ってねという事は分かります。

○澤田委員 公社の方もね、継続してやってくれようけんね。これ（申請までに）どれ位、三月位かかるかね。県から書類が回って。

○事務局員 どうしても書類の手続き上、若干ありましてタイムラグが生じているのも事実です。

○細川委員 貸している人らあはねあまり知らない。だいたい向こう任せでよ。一応自分の名義やけん、これに間違いありませんよという確認は取れています。

○澤田委員 それでね、この●●●●さんについてはね、これ大変な事じゃってね。この山奈町芳奈の●●●●番地でなかった訳よ登記が。

○議 長 ●●●●番地でなかったという事。

○澤田委員 本人との確認ができん格好になっちゃって、この●●●●●番は、●●へおった時の登記で、この登記の人と現住所の●●さんとのあれがずっと追うて行きよったら 20 件ほど住所変更をしちよって、●●●じゃけん赴任するたんびに真面目やけん全部（住所変更）しちよった。
山本さんが（農業公社エリア担当）住民票を追うて行きよったらね、2 万円ではこれは済まん言った言うて。最終的にどうやったかそこは聞いてないけんどね。

○議 長 今はやっぱりこの住所が現住所で落ち着いちょうが。

○澤田委員 本人がもうするけん言いよった。
そんなこともあるけん、やっぱ登記は大事です。

○議 長 分かりました。ご苦労さんでした。

○議 長 それでは採決に入らせていただきます。
議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」3 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしということですので、「議案第 3 号」3 件は、市に通知することに決しました。

（産業振興課 溝渕主事入室）

○議 長 続きまして、議案第 4 号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。
産業振興課 溝渕主事より議案の説明をお願いいたします。

○溝渕主事 産業振興課溝渕です。よろしく申し上げます。
それでは 9 ページをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

番号9番、申請場所、所在地橋上町神有。登記地目田3筆、畑4筆。地図の方は11ページを見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道宿毛津島線を神有方面に進み、小浜橋沿いに奥に入った土地で、昭和32年と平成元年から檜をそれぞれ植林し山林となり現在に至っております。

続きまして番号10番、申請場所、所在地小筑紫町湊。登記地目畑2筆になります。申請場所といたしましては、議案書の12ページをご覧ください。まず、国道321号線を小筑紫方面に進み漁業指導所を通り過ぎた右側の土地で、平成9年以前より耕作放棄し原野となり現在に至っております。

続きまして番号11番、申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目、田。議案書の方は13ページを見ていただきたいと思います。場所は、県道橋上平田線を進み芳奈地区に入り芳奈老人憩いの家を通り過ぎた左側の土地で、昭和43年に住宅を建築し現在に至っております。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 続きまして、受付番号9番について、橋上地区担当の濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに9番朗読】

まあこれは、私の所はいつもこれがいっぱい出るのですが、現状、山の奥の方ですが石垣があって畑を作っているのが現状でありました。これが今言ったように、それから50年くらい経ったりしちよるので、桧とかそういうものをいっぱい植えてもう全く元に戻ることは困難であります。で、これは何回も私もずっと見ましたけど、昔と違って今の復帰することは身体駄目、できないと思いい問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号10番について、湊地区担当の羽賀委員お願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに10番朗読】

日曜日に浦田委員と現地確認をいたしまして、国道沿いですし近くに畑とかもないので、問題ないと思われました。その時に●●さんと代理人である●●●●●に住んでいる●●さんという方に、二人に電話で確認しました。二人の関係は友達という事で、●●さんがこちらにもう家も無いで

すし、戻ることもないので全て●●さんに任せているという事でした。
審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長 続きます、受付番号11番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに11番朗読】
先程も言いましたように、3日に●●さんと連絡を取りまして、よろしく
お願いしますという事でした。審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○松本委員 15番は太陽光、じゃない。

○事務局長 待ってください。

○議 長 太陽光。

○羽賀委員 浦田委員からお願いします。

○浦田委員 羽賀委員と立ち会いをしましてね、私、この●●さんという方に電話して、私も同じ隣町の者やから昔ながらに知っちゃうけど。家も近く、これ平成9年に親から相続で自分はその時に兵庫県に行ったがやけど、相続をしてもろうたがやけどもう帰る所もない実家も売り払うて。もう一切私は帰る所もない。それで友だち、同級生で●●さんという方に全て任せて、これでピンと太陽光になるがやると。土地はこの人は正直言うていらんと。それで同級生にやる言う形でとっちゃうがやと思う。それで太陽光まであったけど、この立場でもうそこまで入るまいと思うて、はい分かりましたという事で2人で。

○濱田委員 これはあの、●●●●いうががその●●●●に住みようがやけん、私の同級生やけん知っちゃうがやけど。太陽光の会社をやりようけん。

○事務局長 あと、念のためにですね。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

 (「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
 非農地証明 3 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

 (「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 3 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)
 それではまず最初に私の方から、県に送付した結果の報告について。
 第 800 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第 5 条申請 (受付番号 4 番、5 番) について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局長 (公務災害補償制度への加入について)
 はじめに、全国の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまを加入対象としております「公務災害補償制度」への加入についてのお知らせをお願いです。事前に送付いたしました資料 1 をご覧ください。

 宿毛市農業委員会では、例年「公務災害補償制度」に加入しております。これは誰々が入るけど誰々は入らないというものではなく、宿毛市の農業委員会全員で入るか入らないかを決めるという形式になっていて、毎年この時期に皆さんに「今年はどうしますか」と伺っております。

 保険の加入期間は毎年 10 月 1 日から 1 年間です。

 例年、当市の農業委員会が加入しているのは、1 人千円の掛金で死亡時 430 万円、入院日額 4,500 円といった内容のものです。今後 10 月 1 日から向こう 1 年間について、手続きを更新してよろしいかお伺いするものです。例年加入しておりますので、今年も引き続きどうかと思いますがいかがい

たしましょうか。例年どおりの型で加入するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしということですので、例年どおりの型で加入させていただきます。それでは次回 8 月の総会時に掛金の 1,000 円をおつりのいらぬようにご用意いただきますようお願いいたします。

(農地パトロールの実施について)

続きまして、農地パトロールの実施について説明いたします。資料 2 をご覧ください。実施要領や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

先月の総会時にもお知らせいたしました、農地パトロールは来月の総会開催にあわせて 8 月 3 日(金)午前中に計画しております。委員の皆様には、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願いいたします。

日程説明の前に「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」について説明いたします。こちらの内容は、昨年 7 月に審議して策定した実施要領になります。内容に変更はありません。

次に農地パトロールの流れについて、実施要領から一部抜粋して説明いたします。

農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととしており一昨年からは毎年 8 月に、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を 5 つに区分けし現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いいたします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入しておりますので、昨年と比べて今年の状況についてチェックをお願いいたします。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果のとりまとめを行いその後、委員全体で報告会にて現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報 7 月号にてお知らせ

せの記事を掲載しております。農地パトロールの流れについては以上になります。

次に班分けについて説明いたします。担当一覧（案）をご覧ください。

昨年の改選に伴い新たに農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員と農地利用最適化推進委員がともに連携して現場活動を行うことから、班分けを一部変更しました。今年度も引き続きこの内容で実施したいと思います。

なお、事務局、産業振興課は異動に伴う変更でその他に変更はありません。班分けについての説明は以上になります。

続きまして日程については、8月3日（金）午前9時に市役所本庁舎3階委員会室に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡し、事前打ち合わせのあと順次出発予定です。

大雨や台風等悪天候の場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さんに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など直前になって延期を決定した場合は、当日の8時30分ごろから順次皆さんに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますようお願いいたします。

次に昼食についてですが、これまでと同様パトロールが終了し市役所到着後、各自昼食休憩となります。

午後からは、1時に委員会室に集合し、各班でパトロールの取りまとめをしていただき、1時30分から報告会、報告会終了次第、通常の総会という流れで進めて行いたいと思います。日程等は来月の議案送付時に再度お知らせいたしますので、ご確認ください。

以上で、農地パトロールの実施についての説明を終わります。

（農業者年金加入推進活動計画について）

続きまして、平成30年度農業者年金加入推進活動計画について説明いたします。資料3をご覧ください。

この内容につきましては、先月22日に開催されました高知県農業者年金協議会総会にて報告されたものです。農業者年金の加入推進活動について今後の目標や取組について記されております。

黄色でマーキングしている箇所について、今年度からは20歳から39歳までの農業者に加え、女性の農業者の加入を拡大していくこと。そして向こう3カ年における高知県全体の新規加入者の数値目標、資料の最後のペ

一にありますが市町村ごとの目標を設定しました。この内容を全ての委員で共有し、今後目標達成に向け取り組みを進めていきますので、委員の皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、女性委員、若手委員さんにおかれましては、本日の総会終了後、加入推進への打合せを行いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(活動記録簿の提出について)

次に活動記録簿の提出のお願いです。新年度より記入をお願いしております活動記録簿について、来月、一度内容を確認したく提出のほどお願いいたします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認、点検を行い後日郵送にて返却する予定です。提出についてお忘れのないようよろしくお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後になりますが、次回総会は8月3日(金)農地パトロール終了後午後からの開会です。提出する議案の締切は来週11日(火)、議案送付日は27日(金)を予定しております。事務局からは以上です。

○議長 ほかには何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第802回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年7月5日

会長代理

農業委員

農業委員